

あなたも表示しましょう！ おかやまのバリアフリー。

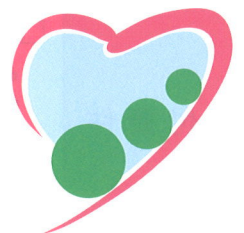


おかやまバリアフリーステッカー

「おかやまバリアフリーステッカー」は、高齢の方、障害のある方、妊産婦、小さな子ども連れの方などが安心して利用できることをわかりやすくするために、バリアフリー設備の内容を建物の玄関付近に表示するものです。



おかやまバリアフリーマーク



福祉のまちづくりを身近なものとし、県民みんなでバリアフリーを進めていくためのシンボルマークです。

ステッカー交付について

下記の対象施設で、裏面の交付要件を満たしたものにはステッカーを無料で交付します。

●交付対象施設（詳しくは、市町村の交付窓口にお問い合わせください。）

- | | | | | |
|-----------|------------|-------------|----------|----------------|
| 1) 医療施設 | 6) 教育施設 | 11) 物品販売店舗 | 16) 観光施設 | 21) 公共交通機関の施設 |
| 2) 保健福祉施設 | 7) 集会施設 | 12) 飲食店舗 | 17) 事務所 | 22) その他の建築物 |
| 3) 官公庁施設 | 8) 興行施設 | 13) サービス業店舗 | 18) 工場 | 23) 公園等 |
| 4) 文化教養施設 | 9) 遊技施設 | 14) 宿泊施設 | 19) 共同住宅 | |
| 5) 公益施設 | 10) スポーツ施設 | 15) 展示施設 | 20) 寄宿舍 | ※戸建て住宅、倉庫等は対象外 |

●ステッカーを貼る場所

外来者用の玄関ドアや付近の壁面などで、外部からわかりやすい場所に貼付してください。

●交付手続き 【市町村の窓口へお申込を】

ステッカーの交付を希望する施設の管理者は、このチラシの裏面の申込書に必要事項を記入し、市町村の担当窓口へ提出してください。

岡山県保健福祉部障害福祉課

TEL.086-226-7343 (直通)

岡山県障害福祉課ホームページ

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/39/>

バリアフリーステッカー交付申込書

・施設所在の市町村窓口へお申し込みください。

申込年月日	平成 年 月 日
申込者(施設管理者)	
連絡先	〒 電話番号() -

下記の施設についてバリアフリーステッカーの交付を申し込みます。
なお、交付を受けたステッカーは適正に使用します。

記

1. 交付申込施設

(1) 施設所在地	
(2) 施設名称	
(3) 施設用途	区分(記入不要)

(備考) ・施設名称欄は店舗名等をご記入ください。(例:〇〇屋△△店、〇〇センター、〇〇ホテルなど)

・施設用途欄は業務の内容等をご記入ください。(例:飲食店、本屋、宿泊施設など)

2. ステッカーの種類・交付枚数等

種類	①車いす進入可	②車いす対応トイレ	③エレベーター	④おむつ交換台
交付要件	<input type="checkbox"/> 車いすで進入できるように段差解消及び幅の確保がされている	<input type="checkbox"/> 車いすで利用できるトイレがある <input type="checkbox"/> 当該トイレまでの経路が段差解消及び幅の確保がされている	<input type="checkbox"/> 車いすで利用できるエレベーターがある <input type="checkbox"/> 当該エレベーターまでの経路が段差解消及び幅の確保がされている	<input type="checkbox"/> おむつ交換ができる台がある
貼付力所(交付枚数)	力所	力所	力所	力所

(備考) ・当該施設が交付要件を満たす場合は交付要件欄の□にチェック(✓)を入れてください。

・貼付力所は「外来者が利用する出入口」のうちステッカーを貼付する力所数をご記入ください。

・申込みの記入に際しては、以下の項目を基準としてください。

(1) 車いす進入可

- ・前面道路から当該施設の内部(受付等の人がいる所)まで、車いす使用者が自力で進入できる。
- ・段差がある場合は、2cm以下である。
- ・玄関戸などの出入口の幅は、内法80cm以上である。
- ・敷地内の道路の幅員は、内法120cm以上で、傾斜がある場合、勾配1/12以下である。

(2) 車いす対応トイレ

- ・トイレへ車いす使用者が自力で到達できるよう経路が整備されている。
- ・腰掛式便器で手すりが設置されている。
- ・段差がある場合は、2cm以下である。
- ・出入口の幅は、内法80cm以上である。
- ・車いすで便器のあるところまで入れるようなスペースが確保されている。

(3) エレベーター

- ・エレベーターへ車いす使用者が自力で到達できるよう経路が整備されている。
- ・実際に車いすが乗降できる奥行き、幅がある。
- ・車いすで利用できる高さに操作盤が配置されている。
- ・出入口の幅は、内法80cm以上である。

※記入不要
整理番号